

## 月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

# うまい話には 裏がある……かも



- 渋川市消費生活センター ☎22-2325  
月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



春は新生活を始めた若者を狙った悪質商法が増えます。悪質商法を見抜き、断る勇気を持ちましょう。例えば次のような手口があります。

### 事 例

- 「春から〇〇大学」とSNSに投稿したら「大学の先輩がアドバイスします」とサークルに誘われた。親しくなるとセミナーや教義の話があり、カルト的団体であることが判明した。
  - 「絶対儲かる」と大学の先輩に投資システムの購入を勧められた。「高額で払えない」と断ったら、学生ローンで借金する方法を事細かく指示された。
  - 「施術体験」の広告を見てクリニックに出向き施術を受けた。体験後、強引に高額な契約を迫られ契約した。
- ★ 令和5年度も、消費生活に関するさまざまな情報を紹介してきました。今後も消費者行政の強化に取り組んでいきます。

### トラブル回避ポイント

- 安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言をうのみにせず、うまい話には「裏があるのでは?」と疑う。
- 断りにくくても「いいません」「興味ありません」ときっぱり断る。
- 借金をして投資や副業をしない。
- 少しでも不安になったときや、トラブルになったときは、すぐに消費生活センターなどに相談する。